学校徴収金等の管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の状況 |
| 西淀川高等学校 | 複数年度にわたり、学校徴収金の精算が行われていないものがあった。未精算金　　　　　　　　　　　（平成27年10月31日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 人数 | 金額 |
| 24 | 187人 | 941,855円 |
| 25 | 58人 | 502,516円 |
| 26 | 47人 | 315,507円 |
| 計 | 292人 | 1,759,878円 |

 | 　速やかに精算を行い、返還を行えるよう適正な事務処理を行われたい。【校務のチェックリスト＆ナビゲーション】（平成25年12月大阪府教育委員会）XⅢ．会計事務（私費会計）関係１．学校事務等　１～19　（略）　20　卒業者に対する学年費、積立金の精算が適切に行われている。また、卒業や転退学に伴う精算金や修学旅行の不参加者に対する返還金は、速やかに支払いが行われている。学校事務関係チェックシート【私費会計関係】１～２　（略）３　会計の精算処理について　□　卒業年次の学年費の返金を年度内に行っているか。また、返金は口座振込で行っているか。　 | 平成24～26年度（33～35期生）学校徴収金の未精算については、個人別に精査を行い、留年生・退学生分の他期会計への繰り出し、親口座等他会計からの繰り入れにより返金額を確定の上、平成28年12月22日に精算処理を完了した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年12月２日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の状況 |
| 箕面東高等学校 | 　学校の親口座（※）において、学校徴収金等の振替先が不明となっている残高（16,812円）が存在していた。（※）　授業料や学校徴収金等が分割納付されるなど、満額に達しない場合や二重納付又は過誤納付があった場合の一括受入用預金口座 | 　親口座の残高内訳を把握の上、是正措置を行うとともに、今後は学校徴収金等の入出金について適正な事務処理を行われたい。【校務のチェックリスト＆ナビゲーション】（平成25年12月大阪府教育委員会）XⅢ．会計事務（私費会計）関係１．学校事務等　１～５（略）　６　学校徴収金等の一括受入れ用口座（親口座）に振り込まれた不明金は、内容を確認し、速やかに適切な会計の預金口座に振り替えている。　７～19（略）　20　卒業者に対する学年費、積立金の精算が適切に行われている。また、卒業や転退学に伴う精算金や修学旅行の不参加者に対する返還金は、速やかに支払いが行われている。学校事務関係チェックシート【私費会計関係】１～２　（略）３　会計の精算処理について　□　卒業年次の学年費の返金を年度内に行っているか。また、返金は口座振込で行っているか。 | 　親口座の残金について、入出金状況を確認したところ、次のとおり判明した。　分割納付等により完納されたものの、学年費など個別の会計（以下「各会計」という）への振替がなされていないもの５名分、69,779円。退学生徒の過誤納金の返金につき、各会計から返金すべきところ、親口座から返金していたもの１名分、18,800円。　学年費精算金等の返金につき、二重に返金していたもの２名分、34,167円。　是正措置として、本来帰属すべき各会計への振替を行うとともに、二重返金分については返還を求める文書を送付した。　今後、親口座内現金については、不明金を全額解消し、親口座に入金がある都度、消込不明保留者一覧との突合を確実に行い、適正に管理する。 |

 監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局監査：平成28年２月５日）